

公明党長崎県本部
織田長先生、川崎祥司先生

平成25年9月11日
長崎日接会
会長 川口 陸郎

乳幼児医療助成制度改訂の経過報告について

拝啓 初秋の候。

いつもお世話になります。先般は県子ども家庭課へ注意していただき誠に有り難うございました。早速回答が届きました(9/9付、別紙)。内容は以前と変わらず各市町が主体となるものでその結果待ちという逃げの一手であります。乳幼児医療受給者(以下「患者」という)を通しての柔道整復師差別という憲法違反を惹起する重大問題を全く無視する暴挙であります。制度によって資格者を差別しているという認識が感じられません。46都道府県が改訂しても本県はそれを行わないつもりでしょうか。すでに九州でも他県は10年前から改訂運用されています。差別行政の改善に取り組んだ結果です。これは全国的なことで、国の子育て支援制度の推進に則った真摯な取り組みを表しています。だからこそ医科は多額の費用をかけてでも現物給付化を実現しました。本来整復師医療もこの期に足を並べて改訂すべきが真の姿です。患者のための改革だからです。一部資格者のみを対象とした本県改訂は、患者のためではなく医師のために実施したと言わざるを得ません。それが差別行政だと指摘される根本です。そのことを注意されてもすぐに改めようとしめない法遵守の精神が未熟で不遜極まりないものと言えます。7月に諫早市から回答を得た後での県担当(田中課長補佐)との電話でも県下担当者会議で協議していくとのことで積極的推進とは感じられなく苛立ちが募るばかりです。

県は他の市町では本件要望が無いということも述べていましたので、全自治体へ照会を出しました。別紙がその回答ですが、談合したようにその内容は統一されています。他団体からの意見が無いのは仕方ありません。団体による意識程度の問題なのです。皆が揃うまで待っていたら100年かかります。お上に対し意見は言うな!が他団体の方針なのです。患者のために役所と闘うなどは以ての外なのです。また、医療助成の実績が無いともありますが、これは患者が助成額が少額なことからその請求を放棄しているものです。況や、制度の必要性をその数の大小で判断してはなりません。一人でも一件でも存在したら制度の趣旨に添うよう行政側が努力するのが本来の姿です。教育現場では、障害のあるたった一人の児童が普通校へ入学を希望したときの学校側の対策は、多額の設備改善に費用をかけてでもこの人権を守り受け入れ態勢を整備しなければなりません。どの学校を選ぶか、どんな治療を選ぶかという選択権は人格権でもあります。人権の尊重が第一であることは言うまでもありません。患者が医療選択の判断をする際、単なる資格者によって本件制度に不備があって格差や差別が存在しては違法となります。この重要な点を強調したいものです。

諫早市の回答を受けて今後は、各市町とは会談するつもりはありません。よって県との協議再開となります。その前に貴党先生方と今後の進め方についてご指導いただきたく懇談下さいますようお願いいたします。9/25(水)午後6時でいいでしょうか?